

ご意見・ご質問	国土交通省の考え方
JIS工場の平成15年1～3月生産品に限って、工業会等に試験成績書を登録することで、F☆☆☆☆等の建築基準法上有効なマーキングを自主表示させていただきたい。	御意見の方向で対応いたしました。
JIS規格での表示がE0であったとしても、基準法上の確認には自主表示F☆☆☆☆等の等級区分とすることとしていただきたい。	御意見の方向で対応いたしました。
公的試験機関の試験成績書についても、JIS・JASに基づいた試験の場合、現状のホルムアルデヒド放散区分が表示されるが、自主表示にあたっては試験成績データの数値での確認とすることを認めていただきたい。	御意見の方向で対応いたしました。
JAS工場製造品については、平成15年1月～JAS改正施行～格付け審査終了までの製品については、JASに義務づけられた表示とは別に、試験成績書等で確認できた性能が上位等級に該当する場合は、工業等へ登録し、F☆☆☆☆等の自主表示が行えるものとしていただきたい。	御意見の方向で対応いたしました。
JAS規格での表示がFC0であってとしても、基準法上の確認には自主表示F☆☆☆☆等の等級区分とすることとしていただきたい。	御意見の方向で対応いたしました。
試験機関に改正後のJIS・JASで設定される上位等級の区分で試験成績書の表示をすることを認めていただきたい。	御意見の方向で対応いたしました。
JIS・JAS工場製造について、平成15年1月～JIS・JAS改正施行～格付け審査終了までの製品については、試験成績書等で確認できた性能が上位等級に該当する場合は、工業会等へ登録し、F☆☆☆☆の自主表示を行えることとしていただきたい。	御意見の方向で対応いたしました。
試験体は1にしていきたい。	大臣認定を取得する際の試験対の数については、建材の品質のばらつきを勘案すると、2以上が望ましいと考えられます。
突板貼りMDFなど、ボード類の化粧板については、デンケータ法での試験としていただきたい。	ホルムアルデヒドの放散量に関して、チャンバー法とデンケータ法との相関関係等科学的知見を踏まえてその試験方法を判断しています。
積層構造になっている製品(階段踏板など、例:突き板+MDF+合板+合板)については積層状態でのデンケータ法試験あるいは室内に面する化粧板での認定を取得すればよいものとしてほしい。	積層状態になっている製品は、製品を構成する個別の建材の等級が全て規制対象外の場合は、その旨の表示を行うことで規制対象外の製品として扱うことができます。ただし、一つでも規制対象建材が含まれる場合は、製品全体として規制対象となります。
積層構造になっている製品(階段踏板など、例:突き板+MDF+合板+合板)について、その裏側(この場合は合板)が天井裏等に該当する部分は、この例では合板とし、合板についての性能の確認でよいものとしていただきたい。	積層状態になっている製品は、製品を構成する個別の建材の等級が全て規制対象外の場合は、その旨の表示を行うことで規制対象外の製品として扱うことができます。ただし、一つでも規制対象建材が含まれる場合は、製品全体として規制対象となります。
大臣認定の申請は、公的機関の試験成績書で可能であれば、評価に係る試験料と評価料を分けていただきたい。	大臣認定に要する費用は、指定性能評価機関による性能評価として40万円及び大臣認定として2万円がかかりますが、現時点では試験料と評価料を分けておりません。
チャンバー法とデンケータ法で試験法に応じた試験料を設定していただきたい。	大臣認定に要する費用は、指定性能評価機関による性能評価として40万円及び大臣認定として2万円がかかりますが、現時点では試験方法に応じて費用を分けておりません。

大臣認定手続き中の製品について、施行後一年程度の期間は試験成績書を工業会等に登録することで、適法化が可能となるように検討をお願いしたい。	法施行までに、大臣認定品が市場に供給されるよう対応してまいりました。
輸入品については、輸入する商社や建材メーカーのみでも大臣認定の取得ができるようにしていただきたい。	御意見の方向で対応いたしました。
輸入品の完成品・半完成品については、同一素材部分について、製品1体をカットし、デンケーター法等の測定を行うことで輸入ロット全体の認定を行えるようにしていただきたい。	御意見の方向で対応いたしました。
大臣認定の試験方法、手続き、認定までの期間等の具体的な内容を早急に決定し、発表していただきたい。	建築基準法に基づく指定性能評価機関に性能評価の申請を行い、チャンバー法又はデンケーター法による試験に基づく性能評価を受けることで、性能評価書が交付されます。その後、性能評価書を添えて、国土交通大臣に大臣認定の申請を行うことによって、審査を経て、大臣認定書が交付されます。この大臣認定の手続きについては、できる限り迅速かつ円滑に対応しておりますが、通常おおよそ1ヶ月程度かかるため、それを前提に申請していただくことが必要となります。性能評価に要する期間については、申請状況にもよるため、各指定性能評価機関にお問い合わせください。
認定作業の受け皿整備と期間の短縮のためにガラスデンケータ法によるデータ等の活用ができるようにしていただきたい。	ホルムアルデヒドの放散量に関して、チャンバー法とデンケータ法との相関関係等科学的知見を踏まえてその試験方法を判断しています。
ホルムアルデヒド吸着建材の大臣認定について、早急に試験方法などを確定していただきたい。	御意見を踏まえて対応いたしました。
告示案に示された住宅に使用できる建築材料をJIS、JASと大臣認定にのみに限ることに反対する。外国の認定又は国内の民間機関の認定でも受け入れ、より自己責任の原則と競争原理が働く方向での修正を要望する。	規制対象である建築材料から発散されるホルムアルデヒド放散量が、基準に適合しているか否かを適切に評価するためには、技術能力のある公正中立な評価機関等により行うことが必要です。なお、民間企業や外国の機関であっても、一定の条件を満たせば当該評価機関になることが可能です。
現段階で大臣認定をとることにより規制対象外とみなされる製品が、認定取得が遅れたために7月の建築基準法施行に間に合わなくなることはないよう、国土交通省から認定作業がスムーズに行く対策をとってほしい。	ご意見を踏まえ、認定作業が円滑かつ迅速に行われるよう対応いたします。
大臣認定の申請手続きを済ませているのに、認定が遅れるようなことがあったときはどのようにすべきか。	大臣認定を取得するためには、指定性能評価機関による性能評価と国土交通大臣による大臣認定が必要となります。この大臣認定の手続きについては、できる限り迅速かつ円滑に対応しておりますが、通常おおよそ1ヶ月程度かかるため、それを前提に申請していただくことが必要となります。
大臣認定の内容が明らかにされていない。どういう部材が大臣認定になるのか明確になっていない。	施行令第20条の5第2項から第4項までの規定に基づく第1種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件等の告示に定められた建築材料が大臣認定の対象となります。
大臣認定の有効期間を教えてください。	大臣認定を受けた建築材料は、認定を受けた仕様・規格等の内容に変更がない限り有効です。
現在使っている建築材料や換気設備が施行日以降も使用できるように早急な大臣認定をお願いします。	可能な限り迅速かつ円滑な大臣認定の手続きを行っております。
化粧MDF・パーティクルボードの大臣認定にあたってホルムアルデヒド放散速度の区分による認定は加工工場出荷時の放散速度に焦点をおき、入荷時の放散速度に縛られないものとすべき。	ホルムアルデヒドの発散速度は、建材が建築物において通常使用される状態を想定して設定されています。

ホルムアルデヒドの放散速度基準0.005mg/m <sup>2</sup> hの値はチャンバーblank等を考慮すると厳しい。0.01mg/m <sup>2</sup> h程度とすべきである。	ホルムアルデヒドの発散速度は、建材が建築物において通常使用される状態でホルムアルデヒドに係る健康被害を防止、安全性を確保する観点から設定されています。
窓口評価機関の拡大をしていただきたい。	御意見の方向で対応いたしました。
旧の試験データであっても、一定の条件を満たせば、大臣認定時に有効にしていきたい。	御意見の方向で対応いたしました。
法施行前後は大臣認定がおきるまでの時間は申請後1週間以内としていただきたい。	大臣認定を取得するためには、指定性能評価機関による性能評価と国土交通大臣による大臣認定が必要となります。この手続きについては、できる限り迅速かつ円滑に対応しておりますが、通常おおよそ1ヶ月程度かかるため、それを前提に申請していただくことが必要となります。
つき板貼りMDF等の化粧板は、デンケータ法での試験を認めていただきたい。	ホルムアルデヒドの放散量に係る試験方法について、チャンバー法とデンケータ法との相関関係等科学的知見を踏まえて判断しています。
重層構造の製品は、室内に面する部分の1層目又は2層目までの材料での評価により大臣認定にしていきたい。	積層状態になっている製品は、製品を構成する個別の建材の等級が全て規制対象外の場合は、その旨の表示を行うことで規制対象外の製品として扱うことができます。ただし、一つでも規制対象建材が含まれる場合は、規制対象建材として取り扱われます。
法施行後一定期間は、大臣認定申請中の製品は、試験成績書であっても大臣認定と同等の効力があると認めていただきたい。	大臣認定を取得するためには、指定性能評価機関による性能評価と国土交通大臣による大臣認定が必要となります。この手続きについては、できる限り迅速かつ円滑に対応しておりますが、通常おおよそ1ヶ月程度かかるため、それを前提に申請していただくことが必要となります。
大臣認定品はいつ頃から流通される見込みか。	法施行より前に流通されるよう対応しております。
建築確認において、建材の使用面積が簡便に行える方法を例示も含めて早めに提示していただきたい。	「建築物のシックハウス対策マニュアル」において、建材の使用面積の算定方法の事例等を示しております。
シックハウス対策関係である法28条の2を、施行令第13条の2の特例の対象とすべきである。	建築基準法に基づくシックハウス対策の実効性を確実に確保するため、特例の対象とはしていません。
規制緩和及び申請者の負担増を回避する観点から、建築材料の使用面積計算等の申請手続きの簡略化をお願いしたい。	ご意見の方向で対応いたしました。
中間検査、竣工検査等で確認される建材の等級表示の内容を早急に決定し発表していただきたい。	ご意見の方向で対応いたしました。
確認申請を伴わない張り替えやリフォームのレベルを明確にしていきたい。	張り替えやリフォームについて、建築基準法に基づく大規模な修繕・模様替等に該当する場合は、確認申請の対象となります。
使用建材を規制するだけでなく、完成後の住宅の検査も義務づけるべき。	化学物質の室内濃度は、気象条件等様々な要因によって変動するため、完成後の住宅の室内濃度を規制の基準とせず、特異な条件を排除した通常の使用状態を想定して、厚生労働省の指針値以下に抑制するために必要な各部位に用いる建築材料、換気設備等に関する客観的な構造上の基準を規制として決めました。また、年間約80万件に及ぶ建築物の建築時に、室内濃度を測定することは、あらかじめ建築材料等について基準を定めて規制する方式に比べて、多大な社会的コストが発生することから、今回の方法を採用しました。

<p>規模の小さなリフォーム、壁紙・床材・畳などの張り替え、塗装など家のメンテナンスによってシックハウス症候群にかかる人が多いが、そのことへの対応はどうか。</p>	<p>ご指摘のメンテナンスが大規模な模様替等に該当する場合は、建築基準法による建築確認等により基準に適合しているか確認します。また、規模の小さなリフォームであっても、建築主は建築物を建築基準法に適合させる努力義務がありますので、「建築物のシックハウス対策マニュアル」等を参考にして、ホルムアルデヒドを発生しない建材を選択するなど適切な対策を講じることが重要だと考えられます。</p>
<p>今ある建物への対応はどうか。被害を未然に防ぐべきである。 家具等ホルムアルデヒドを発生する恐れのあるものを持ち込まない居室を位置づけてほしい。</p>	<p>既存不適格の建築物については、増築等を行う場合以外は、新しいシックハウス対策に係る建築基準の適合義務はありませんが、シックハウスによる健康被害を未然に防止する観点からも、「建築物のシックハウス対策マニュアル」等を参考にして、適切な対策を講じることが重要だと考えられます。</p>
<p>建築確認時に添付すべき仕上げ一覧は任意の書式か。</p>	<p>建築確認等の手続きに係る書式については、建築基準法の施行規則で定められています。</p>
<p>完了検査時に使用する対象建材の証明が不可能な建材があった場合は、違法建築となるか。</p>	<p>基準に適合しない建材を使用した建築物に対しては、検査済証を交付することはできません。</p>
<p>平成15年7月1日施行とあるが、着工ベース、建築確認ベースのどちらが法施行の対象となるのか。</p>	<p>建築物の着工時点が施行日以降の場合は、規制の対象となります。</p>
<p>確認申請書類への換気回数、使用面積制限建材の使用量等の計算書の添付の有無はどうか。</p>	<p>建築確認等の手続きに係る書類については、建築基準法の施行規則で定められています。</p>
<p>告示で、JIS基準、JAS基準を位置づけられているが、これらはホルムアルデヒド発生性能についてのみ引用していると理解してよいか。</p>	<p>ホルムアルデヒドの発生量に係る性能だけでなく、その他の規格についても適合している必要があります。</p>
<p>施行までに、上位規格の建材が流通するの不安である。</p>	<p>法施行までに、必要十分な建材が流通するよう対応しております。</p>
<p>内装の仕上げ材の主要な建築材料となる壁紙、パーティクルボード、接着剤等が、JIS、JASの上位規格に認定され、低価格で市場に普及されるよう、体制整備を促進していただきたい。</p>	<p>ご意見の方向で対応いたしました。</p>
<p>新法の基準で面積制限をクリアするため必要となるF☆☆☆☆の規格の建築材料や換気設備の流通を考えて、猶予期間を1年程度もうけるべきである。</p>	<p>法施行までに、必要な建築材料が流通するよう、施行前に大臣認定やJIS、JASの認定が受けられるようになっております。</p>
<p>スケジュールを示していただきたい。</p>	<p>建築材料の大臣認定は平成15年3月中旬から可能となりました。また、3月末までにシックハウス対策に係る改正建築基準法関係の法令が全て公布されております。</p>
<p>4月中旬までに、施主に対して利用可能な材料・機器及びそれらの等級等が説明できること、5月中旬までに確認申請様式が明確になっていること及び材料・機器等の認定番号等が明確になっていること。</p>	<p>建築材料の大臣認定は平成15年3月中旬から可能となりました。また、3月末までにシックハウス対策に係る改正建築基準法関係の法令が全て公布されております。</p>
<p>基準法施行時には、大臣認定品の供給が可能と考えてよろしいか。</p>	<p>建築材料の大臣認定は平成15年3月中旬から可能となりました。これにより、法施行時までに十分な大臣認定品の供給が可能となりました。</p>
<p>JIS認定品だけを優遇すると、多品種少量生産の中小企業やJISの適用範囲外の輸入品が不利になる。輸入品、中小企業に不利にならないように配慮してほしい。</p>	<p>規制対象の建築材料について、JIS、JASを取得していない場合は、大臣認定を受けることで使用することが可能となります。</p>
<p>JISの適用範囲を規制対象とするのではなく、特定の原料を使うものを規制対象とすべきである。</p>	<p>ご意見の方向で対応いたしました。</p>
<p>家具等ホルムアルデヒドを発生する恐れのあるものを持ち込まない居室を位置づけてほしい。</p>	<p>建築基準法におけるシックハウス対策においては、特異な条件を排除した通常の使用状態としてホルムアルデヒドを発生するおそれのない居室を想定することが困難です。</p>

<p>施行時において、既存の建物の居室は原則適用除外としていただきたい。</p>	<p>既存不適格の建築物については、増築等を行う場合以外は、新しいシックハウス対策に係る建築基準の適合義務はありませんが、シックハウスによる健康被害を未然に防止する観点からも、シックハウス対策マニュアル等を参考にして、適切な対策を講じることが重要だと考えられます。</p>
<p>施行以前5年以上経過している建物の居室で増築や改修等を行わない居室は、第20条の7の同等とみなして適用除外してほしい。</p>	<p>既存不適格の建築物については、増築等を行う場合以外は、新しいシックハウス対策に係る建築基準の適合義務はありませんが、シックハウスによる健康被害を未然に防止する観点からも、「建築物のシックハウス対策マニュアル」等を参考にして、適切な対策を講じることが重要だと考えられます。</p>
<p>今回の法制化については、増改築時等において新に使用する対象となる建材について規制すべきと考える。</p>	<p>既存不適格の建築物については、増築等を行う場合以外は、新しいシックハウス対策に係る建築基準の適合義務はありませんが、シックハウスによる健康被害を未然に防止する観点からも、「建築物のシックハウス対策マニュアル」等を参考にして、適切な対策を講じることが重要だと考えられます。</p>
<p>建材の新しい規制が定着するまで、2年間ほど試運用期間として自然換気量の基準を緩和すべき。</p>	<p>化学物質の室内濃度を厚生労働省の指針値以下に抑制するためには、原則として、各部位に用いる建築材料の使用規制と換気設備の設置義務づけの両方の対策を講じる必要があります。</p>
<p>換気の義務づけは省エネルギーの推進に矛盾する。それよりも建材をホルムアルデヒドを発生しないものとするとか新しい技術の開発等に力を入れるべき。</p>	<p>省エネルギーの推進も重要ですが、居室における化学物質による国民の健康被害を防止することも重要な課題です。この問題の抜本的な解決策の一つとして、室内濃度を厚生労働省の指針値以下に抑制するため、建築基準法において建築材料の使用規制と換気設備の設置義務づけ等の対策を講じる必要があります。</p>
<p>現在、主流のFco0のJAS製品、EOのJIS製品が市場で活用できるように使い方のわかりやすい解説書を作成していただきたい。</p>	<p>国土交通省のホームページ等において、「ホルムアルデヒド発散建築材料の審査方法について」を掲載し、周知普及に努めております。</p>
<p>今回の制度内容とその具体的な運用について、わかりやすく且つ具体的に解説し、関連業界へ情報提供していただきたい。</p>	<p>建築関係者向けのマニュアルの作成、講習会の開催等を実施するほか、消費者向けのパンフレット等により周知しています。</p>
<p>運用の詳細については設計者・主事に対する説明会を待たずに、マニュアル類が準備出来次第、住宅部品・設備機器メーカーには逐次開示いただけるようにご配慮いただきたい。</p>	<p>法令の施行が円滑に行われるよう、関連する運用の細目については、ホームページ等を通じて随時公表しているところです。</p>
<p>設計施工ガイドラインの公開はいつか。</p>	<p>平成15年5月に公表しております。</p>
<p>建築確認申請時に簡単に面積計算が行えるようにマニュアルを作成していただきたい。</p>	<p>建築関係者向けのマニュアルの作成、講習会の開催等を実施し、周知しています。</p>
<p>早急にマニュアルを作成し、説明会を実施していただきたい。</p>	<p>建築関係者向けのマニュアルの作成、講習会の開催等を実施し、周知しています。</p>
<p>マニュアル作成にあたっては、業界団体から意見をきっていただきたい。</p>	<p>建築関係者向けのマニュアルの作成にあたっては、業界団体の方に委員として参加していただいております。</p>
<p>厚生労働省のガイドライン値を根拠にする対策の有効性を教えてほしい。</p>	<p>厚生労働省によるホルムアルデヒド等の化学物質の室内濃度の指針値は、現状において入手可能な科学的知見に基づき、これらの化学物質への暴露によって起こる各種の毒性を指標として、人がその化学物質に示された濃度以下の暴露を一生受けたとしても健康への有害な影響を受けないであろう、と判断された値です。建築基準法では、国民の健康等を保護するための建築物の最低基準を定めることとされており、健康への有害な影響がないかどうかの観点から設定されている厚生労働省の指針値を衛生上支障のある室内空気汚染の指標として採用することが合理的だと考えております。</p>

パーティションなど表裏両面で居室に面しているものの面積計算はどのようにするのでしょうか。	居室に直接に面している内装の仕上げの部分の面積を計算することとなります。
どの程度の開口部があれば通気が確保されていると考えられるのか。例えば住宅の居室及び1階の居室及び廊下、階段並びに2階の廊下及び居室がつながっているような場合では、全ての部分が「常時開放された開口部を通じてこれ相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分」と考えてよろしいか。	一般的には有効開口面積で100～150cm <sup>2</sup> が必要であると考えられています。例えば、一般的なドアであれば高さ1cm程度のアンダーカット等があればよいと言われております。
面積の計算しにくい階段、住器等の使用面積制限建材の使用面積計算方法は定められるのか。	規制に係る計算方法等の考え方については、「建築物のシックハウス対策マニュアル」等に解説しております。
造り付け本棚を設置する場合、当該本棚の面積計算は、背板、側板等の見え掛かり部分の面積に固定棚の表裏面の面積の合計するのか。	規制に係る計算方法等の考え方については、「建築物のシックハウス対策マニュアル」等に解説しております。
規制対象部位が「居室の内装の仕上げ」に限定されていますが、「内装下地」からも居室内へのホルムアルデヒド発散があるので、規制対象として「内装」として「下地」も含めるようにしていただきたい。	規制対象部位である「居室の内装の仕上げ」には、壁紙、カーペット等の透過性の材料を貼ったボード類も該当します。また、このボード類の裏面に貼られたボード類や塗布された接着剤は天井裏等に該当し、規制の対象となります。
居室に付属する押入、物入れ等の建具の等級は、当該建具にアンダーカットが付いていても、天井裏等として扱うのか。	廊下等について、居室との間にアンダーカット等の常時開放された開口部を設け、換気計画上一体的に換気を行う場合は、居室として取り扱われます。このような措置を講じない場合は、居室として取り扱われません。
居室に付属する押入、物入れの建具にアンダーカットがあり、換気経路となるが、直接外気に排気される換気方式にあっては、当該押入等は対象室以外として、使用する建材も規制対象外と扱ってよろしいか。	廊下等について、居室との間にアンダーカット等の常時開放された開口部を設け、換気計画上一体的に換気を行う場合は、居室として取り扱われます。このような措置を講じない場合は、居室として取り扱われません。
換気経路となるトイレ等に壁面収納(物入れ)等を設置する場合、トイレにあっても、当該収納の面積も対象となるか。	廊下等について、居室との間にアンダーカット等の常時開放された開口部を設け、換気計画上一体的に換気を行う場合は、居室として取り扱われます。このような措置を講じない場合は、居室として取り扱われません。
規制対象物質にトルエン、キシレン等厚生労働省指定13物質を追加すべきである。化学物質の総量も対象すべき。ポジティブリスト方式(毒性の低い化学物質のみの使用を認める方式)に切り替えるべき。	厚生労働省が室内濃度の指針値を設定した化学物質のうち、実際の建築物における濃度超過が確認され、化学物質の発生源と室内濃度との関係について科学的知見が得られたものについて、順次規制対象に追加していく予定です。
建築後5年を過ぎていない建物にあっては、新築時等に使用した規制対象物質の等級評価が困難であることから、建築確認に伴う増改築はできないこととなるが正しいか。これは、実態として建築確認を行わない増改築工事を助長していることとならないか。	建築物に用いられた状態で5年以上経過した告示対象建材については、規制の対象外となりますが、5年以上経過していない告示対象建材は規制の対象となります。したがって、上記のような建材を用いた既存建築物について増改築等を行う場合は、シックハウス対策に係る規制が適用され、必要な措置を講じる必要があると考えられます。
新築時にクロルピリホスを使用した建築物で、建築後5年を過ぎない建物にあっては、実質的に建築確認を伴う増改築はできないこととなるが正しいか。これは、実態として建築確認を行わない増改築工事を助長していることとならないか。	建築物に用いられた状態で5年以上経過した告示対象建材については、規制の対象外となりますが、5年以上経過していない告示対象建材は規制の対象となります。したがって、上記のような建材を用いた既存建築物について増改築等を行う場合は、シックハウス対策に係る規制が適用され、必要な措置を講じる必要があると考えられます。
仕上塗材について、接着剤、塗料と同様、「工事現場で施行する場合に限る」という括弧書きをつけていただきたい。	ご意見の方向で対応いたしました。
フローリングの現行のアクリルデシケター法による認定品は、新JAS規格においてもそのまま使用できるようにしていただきたい。	ご意見の方向で対応いたしました。

<p>施行後5年経過した中古住宅において、中古住宅を一部改修し新築として販売する場合、中古部分の再使用建築材料を規制対象外としていただきたい。</p>	<p>規制対象の建材であっても、建築物に用いられてから5年以上経過すると、ホルムアルデヒドを放散するおそれがあることから、このような場合は規制対象外と扱うこととしています。</p>
<p>流通在庫で施行後使用禁止になる建材に、EO、FcOのラベルを貼ってしまう可能性があり、その建物に居住した者が病気になったときの責任問題が心配である。</p>	<p>製品に異なる規格の表示をすることはJIS法、JAS法違反であると考えられます。当該法律の詳細については、当該法律を所管する経済産業省等にお問い合わせください。</p>
<p>使われなくなる建材等の処分は自然環境に影響はないか。</p>	<p>建材の処分については、自然環境等に影響がないよう関連制度に従って処分する必要があります。</p>
<p>床面の仕上げの中で、フローリング、畳、カーペット、クッションフロア等の下地が内装の仕上げの範疇に該当する場合があります。その定義、具体例を教えてください。</p>	<p>原則として、フローリングの場合はフローリング、カーペットの仕上げの場合は直下の下地材、畳の場合は畳までが内装の仕上げとなります。</p>
<p>JISA9511フェノールホーム保温材にホルムアルデヒド放散量による区分をもうけるので、施行前にJISA9511による等級上の運用に関する告示を出していただきたい。</p>	<p>ご意見の方向で対応いたしました。</p>
<p>現行のアクリル樹脂ケータ認定品は、新JAS規格においてもそのまま使用できるようにしていただきたい。</p>	<p>ご意見の方向で対応いたしました。</p>
<p>アクリル樹脂ケータ法を含む現有データでの運用で、1年程度の猶予期間を設けていただきたい。</p>	<p>一定の性能を有するものとして改正前のJAS規格のJASマークが貼られたフローリングの製品等は使用可能です。</p>
<p>JIS・JAS規格のない化粧板や積層品については、使用材料の確認・証明、基材の認定としていただきたい。</p>	<p>ご意見の方向で対応いたしました。</p>
<p>壁紙等の透過性の材料を貼ったボード類は規制対象になりますが、その透過性の基準を明確にしてください。</p>	<p>壁紙等の下地から放散されるホルムアルデヒドが壁紙等を通じて居室内に放散される場合は、透過性があると考えられます。</p>
<p>現状の建築構造から下地材の例示を公表していただきたい。特に、床暖房放熱板等について、フローリング仕上げ材との組み合わせの場合、下地材に区分されると考えているが、明文化していただきたい。</p>	<p>「建築物のシックハウス対策マニュアル」等において事例を示しております。</p>
<p>多種多様な建築材料に対する取り扱いが不明瞭。問い合わせ窓口のようなものをつくっていただきたい。</p>	<p>「建築物のシックハウス対策マニュアル」等において事例を示しております。</p>
<p>畳床に使用するインシュレーションボード(軟質繊維板)を製造する過程で、告示案(第1種ホルムアルデヒド発散建築材料)の十に該当する接着剤を使用した場合、畳は第1種ホルムアルデヒド発散建築材料とみなされるのか。</p>	<p>インシュレーションボードは告示対象外建材です。</p>
<p>JIS規格品のミディアムデンシティファイバーボードに、非ホルムアルデヒド系接着剤(JIS規格又は大臣認定品)により、PVCシートを貼り付けた建築材料は大臣認定が必要となるのか。</p>	<p>表面等を2次加工した建築材料については、これを構成する建材の最も下位の等級がその建築材料の等級となります。したがって、ご意見の建築材料について大臣認定を取得する必要があるか否かは表面に貼り付けるシートの性能によることとなります。</p>
<p>PVCシートを使用した建築材料は告示案(第1種ホルムアルデヒド発散建築材料)の七に該当するのか。</p>	<p>表面等を2次加工した建築材料については、これを構成する建材の最も下位の等級がその建築材料の等級となります。したがって、ご意見の建築材料について大臣認定を取得する必要があるか否かは表面に貼り付けるシートの性能によることとなります。</p>
<p>ドア、キッチンなど、合板やMDFにオレフィン、塩ビやコート紙を貼ったものは、基材がJISで、接着剤が非ホルムアルデヒドであるものは、大臣認定は必要ないと思う。</p>	<p>ご意見のとおり、JISを取得した基板に規制対象外の接着剤により、オレフィンシート等の告示対象外建材を貼ったものは、大臣認定を受ける必要はないと考えられます。</p>

壁紙を貼った後、その上に現場施工にて塗装仕上げをする場合は壁紙、塗料個々にJIS又は大臣認定が必要なのか。	壁紙がボード等に貼られず工事現場に搬入された場合は、JIS又は大臣認定を得ることが必要です。また、工事現場で施工する規制対象の塗料はJIS又は大臣認定が必要です。
海外の地元のメーカーから基材となるMDFを購入し、日本製の化粧紙で仕上げ、ドア及びクローゼット扉などの内装建具を生産し、その製品を輸入販売していますが、この場合は、建築基準法の28条に対象となるか、また、大臣認定を受ける必要があるでしょうか。	規制対象であるMDFを用いた建具等の製品は規制の対象となります。したがって、この場合は、このMDFについてJIS認定を受け、化粧紙で仕上げたMDFについて事業者団体の表示制度を活用するか、大臣認定を受ける必要があります。さらに、そのような建具、収納など複数の建築材料を工場を組み立てたユニット製品は、事業者団体等が示した表示に関するガイドラインを参考にして、等級を表示することができます。
ホルムアルデヒドを含まないシートや接着剤を用いてパーティクルボードにシートを貼ったものは、基材であるパーティクルボードの大臣認定のみで使用できるようにしていただきたい。	ご意見の建築材料は、素板であるMDFについてJIS認定又は大臣認定を受けたのち、事業者団体等の表示制度を活用して最終製品に等級の表示をすることができます。
新JIS、新JASや大臣認定によりホルムアルデヒドの放散量が規定された建材を2次加工する(化粧シートを貼る、組み立てる)場合は、どのような扱いがなされるのか。(使用される接着剤がノンホルムであれば、データシートを添付することで良しとされるのか。)	ご意見の2次加工品については、建築基準法上規制対象外の接着剤を用いる場合は、事業者団体等の表示制度を活用して最終製品に等級の表示をすることができますが、規制対象の接着剤を用いる場合は大臣認定が必要となります。
新JIS、新JASや大臣認定によりホルムアルデヒドの放散量が規定された建材を2次加工する場合、全ての加工段階で大臣認定を要するのでしょうか。	規制対象の製品について、工事現場に搬入される段階で、等級の表示が確認できればよいこととなっております。全ての加工段階で大臣認定をとる必要はありません。
パーティクルボードやミディアムデンシティファイバーボードの化粧板について、今回の基準法改正を機にJIS認定を取得できるようにしてほしい。	JIS認定は、経済産業省の所管となりますので、経済産業省へお問い合わせください。
パーティクルボードやミディアムデンシティファイバーボードの化粧板についてJIS制定にあたってはJASのように使用目的・加工方法に応じた分類と性能試験のJASとの共通化を計ってほしい。	JIS認定は、経済産業省の所管となりますので、経済産業省へお問い合わせください。
非ホルムアルデヒド接着剤やホルムアルデヒドを放散しない塗料等を用いた集成材は無垢材と同等であり規制対象外として扱うべきである。	ホルムアルデヒドを含まない接着剤を用いた集成材について、軸材等に使用される場合は、制限を受けません。また、面的に使用する場合でもJAS規格の認定を受ければ使用可能となります。
無垢材は規制対象外である旨の記述を追加していただきたい。	無垢材は規制対象外です。その旨国土交通省のホームページにおいて明記しております。
ホルムアルデヒドの建築材料への含有量が人体に影響がない範囲であることが、公的試験機関等で証明されたものは、対象外として良いのではないか。	ホルムアルデヒドの放散量の基準は厚生労働省が定める指針値を採用しており、この指針値を満たすことについて、技術能力がある公正中立な機関等で確認され、JIS認定、JAS認定や大臣認定を取得したものは、規制の対象外として扱われます。
六号では曖昧すぎるので、集成材も日本農林規格に規定されているとおり、大きな項目で明記していただきたい。	ご意見の方向で対応いたしました。
床仕上材としてクッションフロア(塩ビ製長尺シート)を使用する場合、その下地のボード類は規制対象となるのでしょうか。	室内に直接面するボード類(表面化粧等の2次加工を含む。)や壁紙、カーペット等の透過性の材料を貼ったボード類も内装の仕上げに該当します。
集成材、単板積層材(構造用を含む。)は、JAS規格があるので、合板等と同様にJAS規格で所要の性能を持つとされたものは、除外規定をもうけてほしい。	ご意見の方向で対応いたしました。



JAS規格で定められている構造用合板を、告示に明記していただきたい。	ご意見の方向で対応いたしました。
構造用合板は下地としての面材使用が多いため、楕用パネルと同一の扱いにすべきである。	ご意見の方向で対応いたしました。
告示案【第1種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】の八に、JISK5431セラックニス類、JISK5960家庭用屋内壁塗料等新規制定予定JISアクリル樹脂非分散形塗料の16種除外扱いにしていきたい。	第1種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件で規定する建築材料は、一定量以上のホルムアルデヒドを発散するおそれのあるものとして使用を制限する必要のあるもの規定しております。
100%植物で原料にホルムアルデヒドを含んでいない自然塗料(ドイツからの輸入品)など、ホルムアルデヒドを発散しない塗料の商品は、規制対象からはずれるのか。対象となる場合は、どのような対応をすればよいか。	第1種ホルムアルデヒド発散建築材料に規定されているユリア樹脂等を用いたアルミニウムペイント等11種の塗料に該当しないものは規制の対象外となります。これらに該当する場合は、JIS認定又は大臣認定を受ける必要があります。
日本の伝統的内装仕上げで、下地材の上にクッション材をタッカーで固定し、その上に仕上用の織物(国内外の商品)を隠し、釘等取り外し可能な方法で固定する工法ですが、クッション材や織物個々にJIS又は大臣認定が必要なのか。	最終的に建築物の部分として固定され、容易に取り外しができない場合等内装の仕上げの一部と見なされる場合は、規制の対象となる場合があります。
塗装壁紙やどんす張り工法など現場で組み合わせて仕上げる壁装材については、壁紙と塗料個々の性能評価とするか、単一製品として評価するのか確認したい。	工事現場において搬入される建築材料を確認するので、壁紙と塗料が別々に工事現場に搬入され工事現場で組み合わせる場合は、個々について性能評価を行うこととなります。
床の間部材は、どの発散材料に属するのか。	床の間に用いられる建築材料も、室内に直接面するボード類(表面化粧等の2次加工を含む。)の場合は規制の対象となります。ただし、柱等の軸材や履き、鴨居、敷居、長押等の造作部分、部分的に用いる塗料、接着剤等は対象外となります。
化粧貼り造作用集成材の心材に化粧単板を張る接着剤(ユリア系接着剤)を使用した場合に、第1種に属するのか。	ユリア系の接着剤は、告示にも規定されているように第1種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するので、ご意見の製品も第1種に属することとなると考えられます。
床の間部材を製作する際に、合板、MDFを併せて使用した場合、どのように表示したら良いか教えてください。	合板、MDFについて、それぞれにJIS、JAS又は大臣認定をとり、等級を表示します。工事現場に搬入される製品として組み合わせた製品として搬入する場合は、事業者団体等の表示制度を活用して等級を表示することができます。
クロルピリホスを防蟻剤として床下などに敷くことを禁止すべきである。	クロルピリホスは建築材料に添加することも、クロルピリホスが添加された建築材料を用いることも禁止されております。
3月までに決定されるEO、Fcoより放散量の少ない性能区分はコンピューターに打ち込みやすい記号を使った方が良いのではないか。その際記号は今まで使われてきたものも全て統一してほしい。	平成15年3月20日にJIS規格、2月28日にJAS規格が公示されましたが、これらのホルムアルデヒドの発散等級の記号はF☆の形式を使用しており、可能な限り統一を図っております。
第四種ホルムアルデヒド発散建築材料となる現行のJIS・JASの上位規格について、早急にその内容を決定し発表していただきたい。	ホルムアルデヒド発散量に係るJIS・JASの上位規格については、JISが平成15年3月20日に、JASが2月28日に公示されたところです。
使用禁止とされるのは、第1種ではなく、第3種ではないか。	使用禁止となるのは第一種となります。
改正前のJIS・JASでEoFco表示しているものは、自動的にEoFcoと読み替えるようにしてほしい。	ご意見の方向で対応いたしました。
新JIS・新JAS告示前であっても、適正な試験が実施され実質的に新JIS・JASのF○○○○を満足する製品は、暫定的に何らかの方法でF○○○○同等である表示を許可していただきたい。また、全業界で共通の表示を希望する。	ご意見の方向で対応いたしました。